

諮詢庁：独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

諮詢日：令和3年9月15日（令和3年（独個）諮詢第71号）

答申日：令和4年3月24日（令和3年度（独個）答申第94号）

事件名：本人に係る貯金入出金照会請求書の回答書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求者に係る「「貯金入出金照会請求書」の調査結果の「回答書」の「通常貯金預払調書（担保定期編）」」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮詢庁」という。）の保有する本件請求保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年7月21日付け「機構第539号」により処分庁が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、審査請求をする。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によれば、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

「機構第539号」（令和3年7月21日）の、「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」は、特定年月日A時点、通帳紛失の郵便貯金・総合口座「特定番号A」に関する、「貯金入出金照会請求書」22件に対して機構保有の個人情報である「担保定期貯金4件（特定金額A）」の預入が判明している調査結果の「回答書」22件が、手数料（1件特定金額B）を支払っているにも関わらず未着である為の「開示請求書」に対して、正しい「回答書」が隠ぺいされた、事実と異なるねつ造、偽造の虚偽の「回答書」が開示されている。

（法律に反した犯罪行為である。）

よって、行政不服審査法（平成26年法律第68条）2条の規定によ

り、機構に対して審査請求書を提出いたします。

(2) 意見書（添付資料は省略する。）

「機構第539号」（令和3年7月21日）「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」には、特定年月日A時点：通帳紛失の郵便貯金・総合口座「特定番号A」に存在していた、担保定額貯金4件（特定金額A）預入と、通常貯金：残高特定金額Cに関する「貯金入出金照会請求書」22件、（調査日）「特定年月日B～特定年月日C」：（調査番号）「特定番号B～特定番号C」の未着の「回答書」の開示請求書に対して、「機構第663号」（令和3年8月20日）の「機構保有個人情報送付書」にて送付された「回答書」は、「特定事件番号A：損害賠償請求事件」の「被告第2準備書面」（特定年月日D）2枚と、乙第1号証：（調査日）特定年月日E：記号番号「特定番号A」「通常貯金預払状況調書（担保定額定期編）」1枚の事実と相違する虚偽の「回答書」が送付されている。正しい「回答書」22件は隠ぺいされている。

※業務委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センター調査担当の正しい「回答書」が、送付の段階で上司職員（氏名不詳）に正しい「回答書」を隠ぺいされ、ねつ造、偽造の虚偽の「回答書」提出等の凶悪な犯罪に対して、個人情報の保護に関する法律22条（委託先の監督）に定められているにも関わらず、機構は委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員（氏名不詳）の凶悪な犯罪を幇助した虚偽の開示が繰り返されている。（法律に反した犯罪行為である。）

ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員は、特定年月日F：ゆうちょ銀行特定店に通帳紛失の調査依頼を届けた日から現在までの数千回の調査請求書、「貯金入出金照会請求書」、「貯金残高証明請求書」、「貯金等照会書」、「証拠書写し請求書兼回答書」、「調査依頼書」に対して、別紙①記号番号「特定番号A」の「原本の取引履歴表」及び「証拠書写し」を隠ぺいし、別紙②の数百回の機構の開示請求書に対しても、正しい調査結果の「回答書」、「調査資料」を隠ぺいした、ねつ造、偽造の虚偽の「回答書」送付の凶悪な犯罪が繰り返され、別紙③ゆうちょ銀行の「開示請求書」に対しては、通帳紛失の郵便貯金：総合口座「特定番号A」に関する、「原本の取引履歴表」、「証拠書写し」、及び、調査結果の「回答書」、「調査資料」のすべては「保有なし」の虚偽の開示決定通知が繰り返されている。（凶悪な犯罪が繰り返されている。）

また、通帳紛失の郵便貯金・総合口座「特定番号A」に関する未着の「回答書」、「調査資料」は、裁判所に提出すべきものと、数十人のゆうちょ銀行職員より指示があったにも関わらず、下記の裁判に対し

ても数千件の調査結果の「回答書」，「調査資料」のすべては，特定貯金事務センターの上司職員がすべてを隠ぺいした虚偽の「回答」が繰り返されているために，特定年月 A～特定年月 B：「担保定額貯金 4 件」（特定金額 A）の預入が証明されず，棄却の判決が繰り返されている。（法律に反した犯罪行為である。）

（被告：機構の裁判）

- ① 特定事件番号 B：取消訴訟及び損害賠償請求事件
- ② 特定事件番号 C：取消訴訟及び損害賠償請求事件
- ③ 特定事件番号 D：取消訴訟及び損害賠償請求事件
- ④ 特定事件番号 E：損害賠償請求事件
- ⑤ 特定事件番号 F：損害賠償請求事件
- ⑥ 特定事件番号 G：損害賠償請求事件

（被告：ゆうちょ銀行）

- ① 特定事件番号 H：損害賠償請求事件
- ② 特定事件番号 I：損害賠償請求事件
- ③ 特定事件番号 J：損害賠償請求事件
- ④ 特定事件番号 K：損害賠償請求事件
- ⑤ 特定事件番号 L：損害賠償請求事件
- ⑥ 特定事件番号 M：損害賠償請求事件
- ⑦ 特定事件番号 N：損害賠償請求控訴事件
- ⑧ 特定事件番号 O：損害賠償請求上告提起事件
- ⑨ 特定事件番号 A：損害賠償請求事件
- ⑩ 特定事件番号 P：損害賠償請求事件

第3 質問庁の説明の要旨

1 経緯

- （1）令和 3 年 5 月 18 日付「保有個人情報開示請求書」により，開示請求者から，機構に対し，同請求書の別紙に記載された個人情報について法 13 条 1 項の規定に基づく開示請求があった。
- （2）機構は，請求対象となる機構保有個人情報の特定に時間を要することを理由に，「機構第 376 号」（R 3. 6. 22）「保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）」により開示請求者に開示決定期限の延長を通知した。
- （3）機構は，「機構第 539 号」（R 3. 7. 21）「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」により，特定できた機構保有個人情報について開示する決定（原処分）を開示請求者に通知した。
- （4）「機構第 663 号」（R 3. 8. 20）「機構保有個人情報送付書」により，開示請求者から提出のあった「開示の実施方法等申出書」による申出内容による方法で特定した機構保有個人情報を開示した。

(5) 機構において、開示請求者から、令和3年8月24日付「審査請求書」を同月27日受理した。

2 審査請求の概要

審査請求書によれば、「機構第539号」(R3.7.21)「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」による原処分において、「貯金入出金照会請求書に関する調査結果の回答書」の個人情報について、担保定期貯金4件の預入が判明している回答書の個人情報が隠ぺいされ、虚偽の回答書の個人情報が開示されているとしている。

3 審査請求の検討

(1) 審査請求人は、令和3年5月18日付け「保有個人情報開示請求書」により、同請求書別紙に記載された、記号番号特定番号Aの「貯金入出金照会請求書の調査結果の回答書の通常貯金預払状況調書（担保定期編）」の個人情報の開示を請求した。機構保有個人情報はゆうちょ銀行が保管しているため、機構はゆうちょ銀行に対し、開示請求に該当する機構保有個人情報の提出を文書により依頼して探し、特定できた機構保有個人情報について開示した。

なお、機構における機構保有個人情報の探索及び特定については、従前から一貫して、原処分の結果（開示又は不開示）にかかわらず前述の方法により行っており、本件についても同様に行ったもの。

(2) 原処分につき、審査請求人は令和3年8月24日付け「審査請求書」により、「担保定期貯金4件（特定金額A）の預入が判明している調査結果の回答書が全て隠ぺいされ、虚偽の回答書が開示されている」旨を記載しており、記号番号特定番号A-B～Cの担保定期貯金の預入が判明している回答書が開示されていないことへの疑義を主張するものと思われるが、当該郵便貯金については、平成20年7月3日付け「保有個人情報開示請求書」により、審査請求人から当該郵便貯金に関する機構保有個人情報の開示請求がなされて以降、「保有個人情報開示請求書」による同様の開示請求が多数行われ、これらに対応すべく機構からゆうちょ銀行に対し、本件を含めた開示請求に係る機構保有個人情報について、開示請求の都度、その提出を文書により依頼してきたところであるが、いずれの依頼に係る調査においても、該当の機構保有個人情報が存在した証跡は発見されなかった。

上記平成20年7月3日付け開示請求に対する機構の不開示決定について、機構が審査請求人から異議申立てを受け貴審査会に諮問した際には、「本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、是認するのが相当である。」旨の答申（平成21年度（独個）答申第24号）がなされており、審査請求人によるその後の異議申立て及び審査請求に係る各答申においても、機構の決定は同様に是認されている。

さらに、審査請求人とゆうちょ銀行職員を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号H 損害賠償請求事件」、審査請求人とゆうちょ銀行を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号J 損害賠償請求事件」及び審査請求人と機構を当事者とする「特定地方裁判所 特定事件番号E 損害賠償請求事件」のいずれの訴訟についても、「本件全証拠によっても、前提となる本件担保定額郵便貯金（記号番号「特定番号A - B～C」）の存在すら認めるに足りない」、「文書の偽造・隠ぺいや改ざん行為があったことを推認することはできない」旨の判決が行われ、確定しており、本件担保定額郵便貯金の存在が認められない以上、これら郵便貯金の預入が判明している回答書が存在しないことは明らかである。

(3) 以上により、本件審査請求に係る原処分に誤りはないものである。

4 結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年9月15日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月12日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和4年3月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

(1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び意見書によれば、審査請求人は、審査請求人の担保定額郵便貯金の預入が判明している調査結果の「回答書」につき、隠ぺいされ、事実と異なるねつ造、偽造の虚偽の回答書が開示されているなどとして、本来開示対象として特定され開示されるべき保有個人情報の開示を求めるものと解される。

(2) 諒問庁の主張の要旨

上記第3の3(1)及び(2)のとおりであり、本件開示請求に対する原処分に誤りはない旨説明する。

(3) 本件対象保有個人情報について

ア 本件対象保有個人情報の特定やその正誤について、審査請求人は、上記(2)の諒問庁の説明を覆すに足りる具体的な根拠を示しているとはいえない。また、上記第3の3(1)で諒問庁が説明するとおり、原処分に当たっての探索や特定の方法については、従来(審査請求人の過去の開示請求とこれに対する開示決定等並びに審査請求人の審査請求等を受けてなされた諒問及び答申については、上記第3の3

(2) のとおり。) から一貫して同様のものであるところ、その方法に問題はない。

イ なお、当審査会において諮問書に添付されている開示実施保有個人情報を確認したところ、回答書として、特定事件番号 A 損害賠償請求事件の被告第2準備書面及び乙第1号証が特定されていると認められることから、念のため、当該回答書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、通常、貯金入出金照会請求書の回答書については、専用の回答用紙を作成して請求者に郵送により通知しているが、本件開示請求の対象となった回答書は、通常の方法とは異なり、訴訟の場を通じて提出しているため、当該被告第2準備書面及び乙第1号証が、開示請求の対象となる回答書に該当し、通常作成する専用の回答用紙の回答書は作成していないとのことであり、この諮問庁の説明は、不自然、不合理ではなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

ウ その他、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在をうかがわせるような事情もないことから、本件開示請求に対する原処分に誤りはない旨の諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。なお、審査請求人の主張する隠ぺい、ねつ造等の存否については、上記第3の3(2)で諮問庁が説明するとおり、特定地方裁判所において、当該主張の前提となる担保定額郵便貯金の存在すら認めるに足りないとの判決が確定している。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣、委員 池田陽子、委員 木村琢磨